

## 付 章 造酒司と大嘗祭

### 一 造酒司と木簡

本報告書収録の木簡のうち6AAC区(V地区)出土の木簡は宮内省被官の造酒司に関連する内容を含むものが多くの、ひとつの官衙についてまとめた資料となっている点が注目される。先に述べたように遺構の状況や他の遺物、土器の墨書きなどからこの地区が宮内省造酒司か、その一部であったことはほぼ確実であり、平城宮内で具体的に官衙の所在の知られる例のひとつである。

そこで新たな資料を加えたことにより、造酒司がどのような官衙であったか、どのような機能をもっていたかを考えてみたい。ただし奈良時代の造酒司の実態についてはほとんど知りえないので、本稿では造酒司の組織に簡単にふれ、平安宮との関連で造酒司の所在場所について若干検討するにとどめる。次に醸造工房としての造酒司内部の施設、酒・酢等の醸造の方法、製品の用途などについて『延喜式』を中心に考えてみる。また新嘗祭・大嘗祭等に使用される酒と木簡にみえる酒との関連についても考察を加えたい。

### (一) 造酒司の組織

職員令によれば造酒司は正一人、佑一人、令史一人、酒部六〇人、使部一二人、直丁一人がおり、それに酒戸が一八五戸付属していた。

造酒司の主な職務は供御および神事・節会などに用いる酒や醴（あまさけ）・酢等を造ることであった。また酒部は主として節会の折の行觴（酒の酌をすること）や神事の際の献酒などに従つた。

酒戸は『令集解』職員令所引古記によれば一八五戸のうち一六〇戸が品部であり、大和国九〇戸、河内国七〇戸で、八〇丁ごとに上番して使役されていた。これらの酒戸は醸造に従っていたのである。残りの二五戸は攝津国にあり、そのうち一〇戸を客饗の時の役に充てていた。

## （二）造酒司の位置

平城宮の造酒司の位置は文献の上からは全く推定する手がかりはない。平安宮の造酒司は九条家本や陽明文庫本の宮城図によれば宮の西方で豊樂院の西北に位置しており、平城宮造酒司推定遺構が内裏外郭の東方に位置する事実と合わない。

ただ『延喜式』には造酒司とは別の場所とみられる「酒殿」の語が三個所にわたり出ており、この酒殿の場所について平城宮造酒司との関連で若干考察してみる必要がある。  
まず『民部式』に「凡内・酒殿料黒米百五十斛、并大歌所料卅八斛七斗二升三合二勺五撮受於省」とあり、「内酒殿」の語がみえる。また『主殿式』に「造酒司油四升御酒殿十二月臨夜料」があり、「御酒殿」が造酒司の管下にあったこ

とが知られる。また『造酒式』の年料釀酒数条に「御酒料二百十二斛九斗三升六合九勺九撮」の内訳として山城・大和・河内・和泉・摂津からの釀酒用米年料を記しているが、そこに「就<sub>レ</sub>中割二十石付<sub>二</sub>東酒殿」とあり、造酒司と結びつきを持ちながら特別な場所として東酒殿が存在していたことがうかがわれる。

これらの内酒殿・御酒殿・東酒殿はおそらく同一のものとみられ、「内」や「御」などが冠せられているところをみると内裏近くにあり、内裏のみにかかる酒関係の仕事をしている場所と考えられる。その場所について『日本紀略』承平三年正月廿三日条に次の記事がある。

今夕、陽明門内近衛陣直大沢有春、為<sub>ニ</sub>同府近衛小槻滋連<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>忿怒<sub>一</sub>、於<sub>ニ</sub>酒殿北辺<sub>一</sub>、以<sub>ニ</sub>太刀<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>傷<sub>一</sub>之、即逃去、有春僅存命、

これから考えると酒殿は宮城東面大垣にある陽明門から遠くない位置にあったと思われる。『西宮記』卷八所々事の酒殿の項に「有<sub>ニ</sub>別當〔升〕預<sub>一</sub>、納<sub>ニ</sub>播磨庸米<sub>一</sub>、造<sub>ニ</sub>酒<sub>一</sub>、隨<sub>ニ</sub>藏人所召<sub>ニ</sub>進<sub>ニ</sub>之<sub>一</sub>、一度不<sub>ニ</sub>過<sub>ニ</sub>九升<sub>一</sub>、甘糟又隨<sub>ニ</sub>召<sub>ニ</sub>とあり、『拾芥抄』中第一九宮城部の「酒殿」の項には「在<sub>ニ</sub>外記序東<sub>一</sub>」として『西宮記』の文を引用している。

外記序の東が酒殿であるとすると、外記序は内裏のすぐ東であるから酒殿のおおよその場所が推定できる。

『大内裏図考証』では校本『拾芥抄』省略図と同異本図とを掲げて酒殿の位置を示している。それによると酒殿は外記序（結政）、金殿、御書所、侍従所などがある一劃の東北部を占めている。

酒殿の機能については具体的に知りえないが、『拾芥抄』や『延喜式』の記事にみえるように別当、預などが

置かれ播磨の庸米が納められており、造酒司への畿内各国からの酒米の一部も納められており、酒殿料米が民部省から納められていたことなどから、少量の醸造が行わっていたことは確実である。造酒司で酒や酢、甘醴を造る場合にはその料米を畿内諸国から進上させる他に、民部省の庸米を受けているが（延喜式酒造）、同じことが小規模ながら酒殿でも行なわれていたと思われる。

酒殿で醸造された酒は後述のように殿の醸す酒として大嘗祭の時に内裏・中宮・東宮に給され、大嘗祭第四日目の豊明節会には親王以下五位までに給される。また『西宮記』によれば新嘗祭の常寧殿試五節のとき大歌の人等に酒殿御酒を賜うことになっていたことく、「よく内むきの料として使用されていたようである。

『延喜式神名帳』によれば造酒司の神六座のうち酒殿の神として酒弥豆男神、酒弥豆女神の二座が祀られている。この神は貞觀元年正月二七日に無位から從五位下を授けられたことが『三代実録』に記されている。

以上のごとく平安宮の酒殿は造酒司の管下にありながら造酒司と離れた内裏東部にあって、内裏で特別の場合に使用される酒を少量醸造していたと推察されるが、その場所が平城宮の造酒司推定地と似かよった場所であることは興味深い。また本冊報告分の6AAF地区出土の木簡の中に「酒殿」の語のみえるものがあり（図版3）、平城宮にも酒殿が存在していたことが知られ、しかもこの木簡が平城宮東部から出土していることが注意される。これらのことから少し推測を加えるならば、平城宮では造酒司と酒殿が接近した場所にあったのではないかと考えられるのである。それが平安宮になって酒殿はほぼもとの位置を踏襲したもの、造酒司は全く異なる場所に作られたのではなかろうか。それには造酒司と酒殿の機能の分化が進んだなどの理由が考えられる。また官衙

の配置が平城宮から平安宮まで踏襲される可能性があったとしても、造酒司の場所は立地条件にかなり左右されるから平城宮と平安宮で大きく異なることは有りうる。平城宮内の水脈は内裏東外郭東方の南北の谷筋が主要なものであり、水が第一の要件である造酒司としてはこの場所がふさわしいといえる。発掘区の二基の井戸のうち東のSE三〇四六井戸上の建物は完全に密閉された泉屋と称すべきものであり、この水が醸造用に使われたのではなかろうか。

このような考えが妥当性を持ちうるかどうかについてはさらに隣接部の発掘が進み、新たな知見を得てからの考察にまちたい。

### (三) 造酒司の内部

酒・酢等の醸造を主な職務とする造酒司の内部はどのようになっていたか文献上からはほとんど明らかにできないのであるが、いくらか推定する手がかりがないではない。

造酒司には『延喜造酒式』によれば九座の神が祀つてあり、春秋の祭りに預っていた。その九座のうち二座は酒弥豆男神と酒弥豆女神で、『三代実録』や『延喜式神名帳』ではこの二座を「酒殿神」としており、この二座は造酒司所管の神ではあるが、造酒司とは場所的に離れた内裏の東にある酒殿にまつる神であつたらしい。造酒司に祀る神のうち四座は竈神で、造酒司内で米を蒸したり湯を沸かしたりする竈が四口据えてあり、その竈に宿る神を祭つたものであろう。内膳司や大炊寮、主殿寮、大膳職等の竈の役割の大きい官司でも竈神が祭られ、春

秋の祭が行なわれていた。

残りの三座は大邑刀自、<sup>オオイチオノトジ</sup> 小邑刀自、<sup>スナイチオノトジ</sup> 次邑刀自と云い、女性神である。『文徳実録』齊衡三年九月一一日条に「造酒司酒甕神、從五位下大邑刀自、小邑刀自等、並預「春秋祭」とあり、これらの神が酒甕の神であったことが判明する。さらにこの三座の酒甕神に関して『続古事談』第一に次のようない記事がある。

造酒司ノ大刀自ト云ツボハ、三十石入也、土ニ深クホリスエテ、ワヅカニ二尺バカリイデタルニ、一条院ノ御時、ユエナク地ヨリヌケ出テ、カタハラニフシタリケリ、人オドロキアヤシミケルホドニ、御門ウセ給ニケリ、三条院御時、大風フキテ、カノツカサタフレニケルニ、大トジ、小刀自、次トジ、ミナウチワリテケリ、

すなわち三座の神は造酒司で実際に酒を醸す甕を神格化して祭ったものである。造酒司の中に三口の醸造用の大きな甕があり、それは口の部分二尺だけ地表面に出してあとは土中に深く埋めこんで据えてあるもので、そのうちの大刀自と名のついた甕は三十石入りという巨大なものであった。これららの甕に毎年一定の時期になると原料を仕込んで酒を醸したのである。造酒司で作る酒には御酒・御井酒・醴酒以下種々の酒があったが、これらの酒のどれが、三口の甕のどれで造られたのか、あるいは他にも醸造用の甕があったのか明らかでない。ただ木簡の中に「三条七甕水四石五斗九升」(11111)、「一條六甕三石五斗九升」(11110)と記したものがあり、これはいくつもの甕が整然と並んでいて、水や酒が入っていたことを示しているから、醸造用の甕のそばにこれらの甕を並べる広い場所があつたか、あるいは貯蔵所のようなところがあつたと思われる。ちなみに発掘区の二基の井戸の排水溝や西の溝(SD三〇三五)から大型の須恵器の甕の破片が出土しており、他の発掘区に比べその量はきわ

だつて多い。

#### 四 造酒司の職掌

造酒司の職掌はまず第一に毎年定期的に種々の酒や酢等を醸造することであった。その酒を内裏・中宮・東宮・諸官司に供給し、神事や諸節会に必要な酒も造酒司から出した。これらの酒は造酒司で醸造された分もあるし、畿内各国から造酒司へ貢進された酒もあった。神事のうち毎年一・一月の新嘗祭と、天皇即位の折に行なわれる大嘗祭はとくに重要な神事であるため、特別の酒が醸造されたが、これにも造酒司官人が参与していた。これらの職掌以外に儀式・節会・諸神事に造酒司官人・酒部・仕丁が供奉することになっていた。

##### a 酒・酢等の醸造

『延喜造酒式』によれば造酒司で通常用意している酒・酢等は、御酒・御井酒・擣糟・醴酒・三種糟・酒酢・内膳司供御唐菓子籠甘醴・雜給酒・酢・汁糟・紛酒の一一種である。これらの酒の原料は大別して二つのルートから調達される。ひとつは畿内諸国から納入される酒米であり、ひとつは民部省の庸米を受けるものである。

このうち御酒は供御・神事用の酒と思われるが、その料米は山城・大和・河内・和泉・摂津の畿内各国から出された。御井酒・擣糟・醴酒の三種の料米も畿内諸国から造酒司に送られていた。御酒料二一二石余に対して、御井酒以下の三種の料米は少く、たとえば御井酒料は一九石五斗であり、特殊な用途を持っていたか、嗜好品と

造酒司と木簡

して用いられていたのであろう。御井酒がどのような酒か判明しないが、平安宮では主水司の管理する神聖な「御井」があり、これと関連するであろうか。これ以外の種々の造酒司製造品についても実態は不明である。酒酢・内膳司供御唐菓子齧甘醴・雜給酒・酢の各料米は庸米を民部省から受けていた。そのうち雜給酒はその名のとおり宮内の各官司での消費に充てられていたのであろう。その料米は六一五石余で他にくらべて多い。奈良時代の釀造用米の調達ルートは、大倭国正税帳にみえるように畿内から納められている点は『延喜式』と同じであるが、そればかりでなく木簡などから知られるように畿外諸国からも貢進されていた。

第5表 造酒司遺構出土の木簡にみえる米の貢進地

国	郡	郷	料米	木簡番号
〔伊賀〕伊勢尾丹〔丹〕丹丹丹播美備〔紀〕	安飯中山桑氷与竹後後後磨作後伊	拝野島田田上社野野野赤勝御那山加	織〔田〕作口人原〔川〕井謁舟芋田大豐諫荒柞名兩八川	2267, 2268 2289 2251 2254 2272 2255 2256 2257 2258 2259, 2260 2261 2262 2263 2266 2253 2265 2250 2252 2264 2271
			酒米赤春搗米赤春米赤酒赤原張(里)村弁上	
			御酒米春御酒米赤	

今回報告する造酒司推定遺構から出土した米の貢進木簡は断片類を入れて合計一九点ある。このうちあきらかに酒米と注記するものは五点、赤米・赤搗米・赤春米が八点、白米・春米・米と記すもの四点、このほか米の貢進数量である「五斗」とのみあるものが七点ある。このうち赤米・赤搗米・赤春米は同じもので、酒料として天平年間の諸国の正税帳に記載されているものである。したがって右の米貢進札のうちの半数近くが酒原料の米ということになる。

『解説』では、白米を田令田租条に規定する年料春米と解したが、ここにみえる酒米・赤春米なども白米と同じく年料春米であると考えられる。そして「納大炊寮酒料赤米貳伯伍拾玖斛 充穎稻伍阡壹伯捌拾束」(天平六年尾張國正税帳)の記載からみると、酒米は年料春米(白米)や雑穀などを管轄する大炊寮にまざ収納されたことがわかる。しかるのち、大炊寮から造酒司に分配されるものであつたらしいが、これらの米の貢進木簡はそのようなルートを通り、造酒司で廃棄されたものであろう。

今のところ『延喜式』の記載の「とく、奈良時代においても民部省の庸米を醸造用に造酒司が受けていたか否かは確認できない。

次に、原料を仕込む時期や、醸造期間は酒の種類によって異っている。たとえば御酒は一〇月から醸造を始め、仕込んでから一〇日程で「<sup>ヲナサ</sup>」という原酒ができた。醸造は期間内に四度行つた。酢は六月に醸造を始め、やはり四回くりかえされた。また御井酒は七月下旬に醸造を始め、これも一〇日程ででき、八月一日から一日に五升ずつ内裏・中宮等に供給され、九月三〇日で終了することになつていた。醴は一夜酒ともいわれるよう一日で造ら

れるもので、六月一日から醸造を始め、七月三〇日まで毎日作られ、日に六升ずつ供給された。

### b 酒 の 用 途

『延喜造酒式』供奉料条をみると醸造された種々の酒は宮中用として内裏・中宮・東宮の毎日の料に充てられていた。その他に伊勢齋内親王の在京の間と、賀茂齋内親王の毎日の料にも供されていた。また正月元日や五月五日等の諸節の折にも酒が供された。

供奉以外にも種々の祭りに酒が使用されていた。『造酒式』に載せられているものでは、四月の山城国葛野郡松尾神祭、愛宕郡賀茂神祭、六月・二月の宮中神今食、二月・一月の山城国乙訓郡大原野神祭、葛野郡平野神祭、宮内省の園韓神祭、一月の宮中鎮魂祭などがある。また孔子を祭る大学寮の积奠にも造酒司で酒が準備された。

### c 新嘗祭・大嘗祭の酒

毎年一月に行なわれる新嘗祭と、天皇の即位にあたり行なわれる践祚大嘗祭においては特殊な酒が準備された。新嘗祭は一月下の卯の日に当年の新穀を諸神に供し、天皇自ら食する儀で、平安宮内裏では中和院神嘉殿で行なわれるのが原則であった。奈良時代天平勝宝八歳には神祇官曹司で新嘗祭が行なわれている。新嘗祭の神膳に新穀の黒酒クロキと白酒シロキとがそなえられた。また翌辰の日には豊明節会があり、これは黒酒・白酒を諸臣に頒ち与えることが中心の饗宴である。

黒酒・白酒は特別に醸造される酒である。その醸造までの過程は『延喜造酒式』をみると、九月一日に宮内省と神祇官の宮人が造酒司に集合し、醸造にあたる造酒司の酒部・官人・仕丁各一人、春稻仕女四人をト定し、黒酒・白酒料の酒稲を出す畿内の国郡をトし、臨時の酒殿等の屋を建てる地を鎮祭する。その地へ木工寮が酒殿一字、臼殿一字、麹室一字を黒木で造る。九月下旬、ト定された酒稲を進上する畿内の国郡へ民部省符が下され、官田から稻二〇束が造酒司へ送られた。通常の酒米が米になっているのに対し、新稻を田から刈ってそのまま運んだことが注目される。その稻二〇束は春稻仕女によつて春かれて米一石となる。一〇月上旬に醸造を始め、一〇日の内に一斗七升八合五勺の酒が出来上つた。それに久佐木クサギという植物の灰を入れたものを黒酒、入れないものを白酒と呼んだ。新嘗祭卯の日に神嘉殿の中に他の諸司の神膳物とともに、黒酒・白酒が造酒司の酒部四人によつて供された（江家次第卷二〇）。祭が終ると酒殿以下の三字は神祇官に払い下げられた。

大嘗祭については別に述べるが、神事の基本的な形態は新嘗祭と近似しており、奈良時代以前には両者は判然とは区別されていなかつた。新嘗祭で用いられる黒酒・白酒が造酒司内の臨時の酒殿で造られたのに対し、大嘗祭の黒酒・白酒は悠紀ユキ・主基スキの国郡がト定されたあと、その国郡に斎場が作られ、そこで抜きとられた稻が在京斎場に運ばれ、醸造されて神事・節会に供された。なお木簡の中に「白酒」と記したものがある（三六）。

『延喜造酒式』践祚大嘗祭供奉料条によると、大嘗祭の四日間に内裏・中宮・東宮等へ供奉される酒は三種ある。一は悠紀・主基二国斎場の稻で造った酒で、悠紀・主基二国貢進の壺に入れられていた。一は三種糟で、これは造酒司で造られたもので、造酒司で準備した器に入れられた。一は「殿の醸す酒」で、これは前述の内裏の

そばの東酒殿で醸造された酒をいうのであろう。

供奉酒以外の大嘗祭四日間に親王以下の諸臣へ賜う酒も三種類ある。うち二種は殿の醸す酒と悠紀・主基・两国の白酒・黒酒で、これは供奉酒の場合と同じである。他の一種は「県の醸す酒」である。

大嘗祭四日目の午の日の豊明節会に賜う酒は、位階によってはつきりその種類が決められており、親王以下五位までの上級者には殿の醸す酒、六位以下歌舞人等には県の醸す酒が給された。県の醸す酒については『造酒式』供奉神事諸司給酒法条をみると次の記載がある。

凡県醸酒、山城國四斛二斗一升五合、大和、河内、摂津等国各四斛、竝十一月卅日以前進詒諸王已上料

この条は豊明節会についてではなく、神事一般についてであるが、その場合に県醸酒は諸王から芸能にたずさわる国柄まで位階にかかわらず全員に給されている。また県醸酒が畿内四個国から貢進されており、酒が宮内で醸造されるだけでなく、一部については直接貢進されていたことが知られる。

ここにいう県とは大和国の六御県などにみられるように、三世紀から五世紀にかけて展開した地方制度であり、しかも宗教祭祀的結合がもとになつたいわゆる県制の遺制としての県であろう。実質的な意味を失つた県は、わずかに畿内およびその周辺に遺制をとどめ、宫廷儀礼のための供御料地的性格をもつていたらしい（上田正昭『日本古代国家成立史の研究』）。

天平八年の摂津國正税帳に県醸酒が記載されているが、これは同国内にあった県（三島県と思われる）の旧地から出されたのである。また天平一〇年の和泉監正税帳にも県醸酒を記載しており、これは同監内に属する茅渟県の旧地から出されたものであろう。

これらの正税帳にみえる県醸酒は用途が不明であるが、すべてその醸酒料は正税でまかなわれている。和泉監の県醸酒は民部省符により進上した旨を記しており、この当時でも宮中で神事に使用する酒を畿内の県の旧地から貢上していたと考えてよいであろう。

6 AAC区（V地区）出土の木簡で直接に酒を貢進した付札が一点あり（三三三・三七〇）、いずれも河内国志紀郡からで一点は田井郷から、もう一点は少林郷からのものである。通常の貢進付札と異り貢進者名は記されていない。酒の貯蔵容器は一石入り以上の大型の甕か甕などを使うが、この付札の場合には運送の便のためか四斗ずつ小型の容器の缶に入れている。

酒は「清酒」と「難酒」の二種であるが、難酒は「カタサケ」と訓むのであろう。『和名抄』飲食部に「醇酒」の説明として「日本紀私記云、醇酒加太佐介」としており、『和名抄』所引の『日本紀私記』では醇酒をカタサケと訓んでいた（なお現存の『日本書紀私記』では「加良幾佐介」の訓みがついている）。醇酒について『和名抄』はさらに「厚酒也」としるしており、『箋注倭名類聚抄』では加太佐介は「堅酒」であり「濁酒之厚也」としている。難酒はこの醇酒をいうのではなかろうか。おそらくかなり濃い、アルコール度の高い酒で、造酒司に貢上されてきてから薄めて使用することがあったかもしない。なお藤原宮跡から「下鳥羽甕難酒三斗一升」と記した木簡が出土している（奈良県教育委員会『藤原宮』）。

ところで河内国志紀郡は雄略記に出る志幾之大県主の居たところでかつての県であった。『神名帳考証』によれば田井郷の近くには志貴県主神社があり、まさに志紀県の中心部であった（少林郷は『和名抄』になく、押師（林）

郷があるが、挙師郷だとやはり志貴県主神社の近くである）。したがってこの二点の木簡にみえる志紀郡貢上の酒は正税帳や『延喜式』にみえる県の醸す酒であつたと思われ、大嘗祭やその他の神事での饗宴に使われるため貢上されたと考えられる。

## 一 大嘗祭と造酒司木簡

6 A A C 区（V 地区）出土の木簡は前述したように造酒司関係の文書や酒米・赤米の貢進付札、種々の酒や酢の名辭のみえる物品付札などが多く、この地区を造酒司と推定する根拠となつた。これらの木簡は奈良時代の造酒司についてその機能を具体的に知る手がかりとなる貴重な資料であるが、造酒司の機能や職掌の全般にわたる資料ではなく、仔細に検討するとある時点のある行事に關係する内容を持つと推定されるものが多い。

その行事とは後述することく、木簡の年紀と内容から神亀元年一月二三日に行なわれた聖武天皇の践祚大嘗祭であり、木簡はその大嘗祭に造酒司として準備にあたった際の内容を示していると考えられる。もちろん聖武天皇の大嘗祭であることを直接示す木簡はなく、ほとんどの造酒司関係木簡は断片的で、司内の機能のどの部分にかかる記載内容なのか不明のものが多いが、その中にややある傾向がうかがわれる一群の木簡があり、その一群を相互に関連させて考えてみると神亀元年の大嘗祭にかかるものではないかと推定されるのである。

それらの木簡がどのような理由で大嘗祭に関連すると考えられるか説明してゆくが、それとともに大嘗祭とはどのような祭儀であるかを述べる必要がある。ただし、大嘗祭はきわめて大規模、複雑な祭儀であり、その全て

にわたって言及するわけにはいかないので、木簡の内容に関連の深い部分を中心として概略を述べることにする。

## (一) 大嘗祭の概要

践祚大嘗祭は天皇一代に一度の重要な祭儀であり、即位した年の一月下の卯の日から四日間行なわれる（ただし八月以後の即位の場合は翌年の一月）。毎年同じく一月の下の卯の日に行なわれるものに新嘗祭があるが、奈良時代以前には両者は判然とは区別されておらず、祭儀の意味も基本構造もほぼ同じものであり、農村の収穫儀礼がかなり儀式化して宮廷に行なわれていたものである。奈良時代ではすでに毎年行なわれるのを新嘗とよび、天皇の即位に当たり一世に一度行なわれるのを大嘗と称して区別していたことは『続日本紀』等で明らかであり、大嘗祭のある年には新嘗祭は行なわれなかつた。『続日本紀』には奈良時代に即位した天皇七人の大嘗祭の記事を載せているが、ほとんどが大嘗祭の中心部分である一月下の卯の日からの四日間についての簡単な記事である。わずかに淳仁天皇の天平宝字二年八月一六日に大嘗祭を行なうために天下諸国の大祓をしたという記事があり、この時代にも記録にはあらわれないが、大嘗祭の準備がその年の早い時期から行なわれていたことが知られる。『延喜式』によれば大嘗祭の準備の最初に行なわれることは、神饌および黒酒・白酒を作る稻を取る国郡二個所を卜定することである。この二国を悠紀国・主基国という。卜定は多くは七月までに行なわれ、畿内周辺の国であることが多い。国郡卜定のあとは大嘗祭の一切の準備を司る組織である行事所が設けられ、検校以下の役が置かれた。

## 大嘗祭と造酒司木簡

八月上旬には大祓使をト定し、左右京・五畿七道に遣し、諸国の大祓を行なつた。

八月上旬と九月上旬には由加物使ヨカモチが畿内近国に差遣された。由加物とは大嘗祭儀に使用する諸雑器や天皇が食する雑贊を指す。由加物使はそれらの作製・採取を監督し、京に運んだ。

九月上旬には攝津國神服社の神主一人が神服使として参河国に派遣され、天皇の着する神服を織る服長・織女などをト定した。ト定された人々は一〇月上旬に上京し、宮城北野の斎場に設けられた服院で神服を織つた。

八月下旬には神祇官の官人四人からなる拔穂使がト定され、悠紀・主基両国に二人ずつ派遣された。この拔穂使は大嘗祭儀の最も中心部分である卯の日の神事に使われる神饌・天皇供御の飯・白酒と黒酒を造る稻を取るための重要な使いである。両国の斎場に至ったのち拔穂に従う男女を現地の者からト定し、稻を取る田のそばに斎場を作つた。稻が稔つた頃に抜穂が行なわれ、現地の男女とともに京に運ばれ、九月下旬に北野の斎場に到着した。宮城北部の北野斎場は方四〇丈の外院の中に悠紀と主基の内院と服院、その他の雑舎が設けられ、一〇月上旬までに造り終えることになつてゐた。また斎場に隣接して大嘗祭に従う官人の準備作業と起居の場である大嘗会所が設けられた。

斎場では一〇月上旬に大嘗祭に使用する酒が、悠紀・主基両国から運ばれた稻で両国の人々によつて醸造された。両内院では特に卯の日の神事に使用される酒が一月上旬に醸造される。これらの酒の醸造にあたつても酒甕を地面に掘りそえている。

一〇月中旬には服院の中に悠紀・主基の神服院が造られ、神服使に率いられて上京した参河国の人々と服丁

によって神服が織られた。

一〇月下旬に天皇は斎場近くの河に臨んでみそぎをし、一月一日より大嘗祭が終るまで一個月間の物忌に入れる。これを御禊ゴケイと称する。

北野斎場において大嘗祭のための酒が釀され、神服が織られているとき、宮内の諸官司でも大嘗祭の準備が進められる。造酒司でも準備が行なわれるが、それに関係する木簡があるので、すこし詳しく述べてみたい。

『延喜造酒式』践祚大嘗祭供神料条によれば、造酒司では九月中旬に司内に黒木の舎一宇を建て始め、そこで一月の中の戌の日に酒などの供神物を準備する。この供神物は卯の日の夜に天皇の出御に先立ち、朝堂院竜尾壇の前に設けられた大嘗宮内に他の官司の料物とともに納められる。供神物をととのえるための供神料は『造酒式』によれば、酒を入れる容器の等呂須伎トロスギ、都婆波ツバハをはじめ種々あるが、ここで問題にしようとしているのはその中の畿内所進の植物としているものである。それは檜葉、真木葉、弓弦葉ヨウゼンガ、寄生ヤドリギ、真前葛マサキカブ、日蔭ヒカゲ、山孫組ヤマヒコヅミ、山橘子、袁アモト等壳草の九種である。これらの植物がどのように使われたのか不明であるが、卯の日の巳の刻(午前一〇時)に北野斎場から大嘗宮へ行列をなして運ばれる悠紀・主基両国(の供物の荷に使用される植物と共通すると思われる。『儀式』や『延喜践祚大嘗祭式』によるとその荷物は用途によつていくつかに分けられるが、そのうち黒酒・白酒一甕ずつをそれぞれ黒木の輿に載せ、輿に檜葉を葺き、甕に蘿葛ヒカケノカブを飾る。さらに、御水六甕を輿に載せ草木の葉を飾りとする。別に黒酒・白酒一〇缶ずつの荷をやはり輿に載せ、美草をもつて飾りとする。また倉代十輿が同時に運ばれるが、これは屋形に檜葉を葺き、中に肴物や菓子などを入れたもので、同じく美草を飾

る。さらに人給の酒一百缶が黒木の筥形に入れて運ばれるが、これにも美草を飾りとする。また、荷物ではないが、同じ行列の中で神服の男七二人が持つ酒柏（卯の日に天皇が大嘗宮の正殿の神食上に酒を灑ぐときに用いる）に弓弦葉が使われる。

『造酒式』の九種の植物もこれらの草木の葉や美草と同じように使われたのではなかろうか。すなわち造酒司で造られた酒などの供神物に飾りとして付せられ、大嘗宮の中に納められたと推定される。ただし単なる飾りとしてではなく、酒等の荷が神聖であることの表徴でもあると考えられる。ちなみに日蔭葛は新嘗・大嘗祭などの神事の時に参加者の冠に懸けることになっていた。『古語拾遺』によれば天照大神の岩戸隠れの時、天鉢女命は真壁<sup>マサキ</sup>葛をもって鬘とし、蘿葛<sup>ヒカゲ</sup>をもって手纏にして歌舞したという。

造酒司供神料の九種の植物の用途が推定できたところで木簡（三圖）をみよう。左右が欠けていて判読できない個所があるが、檜・真前葛・袁等壳草が読め、これは九種の植物のうちである。さらに「□□葉一荷」と読める個所からも、この木簡は表裏とも大嘗祭に使用する九種の植物名を書き上げたと考えられる。なお『造酒式』記載の数量と比べると袁等壳草の二荷は合っているが、真前葛は合わない。

この木簡は内容的に大嘗祭に関することが明らかであり、他の一連の木簡が大嘗祭にかかるのではないかといふ推定を助けるものである。また奈良時代の大嘗祭に関する数少い具体的資料のひとつである。

造酒司の大嘗祭への準備に関するることは以上にとどめ、再び『延喜式』によって大嘗祭の概要を続けることにする。

大嘗祭儀が行なわれる大嘗宮は一月下の卯の日の七日前から造り始め五日之内に造り終えることになつていた。場所は平安宮では朝堂院の竜尾壇の南であることが多い。

平城宮では元正・聖武・称徳天皇の大嘗祭の場所は不明であるが、淳仁・光仁・桓武天皇の場合はいずれも太政官院(乾政官院)で行なつており、孝謙天皇は宮外の南葉園新宮で行なつた。

#### 大嘗祭第一日の卯の日の前日の寅の日には鎮魂祭が行なわれる。

卯の日には悠紀・主基両国の供物が行列を作り、北野斎場から宮内の大嘗宮へ向つた。祭の中心は同日の夜中に天皇が大嘗宮の中の廻立殿で湯を浴び悠紀・主基の神殿で供御物や黒酒・白酒を神と共に食する秘儀にある。それが終り朝になると大嘗宮殿はとりこわされ、ついで平安宮の場合は仁寿殿で大殿祭が行われ、天皇の践祚にあたり宮殿内の平安を祈る。平城宮では大嘗祭にともなう大殿祭がどこで行なわれたか不明であるが、この大殿祭に関する木簡が一点、6AAC地区から出土している(三國)。大殿祭では『延喜式』によれば安芸木綿や酒・米などが用いられるが、この木簡は大殿祭についての造酒司での準備に関するものであるためか、酒の量の記載のみである。この木簡も一群の造酒司推定地出土の木簡が大嘗祭に関連するものであることを示す証左であろう。卯の日以後、辰・巳・午の三日間は場所を豐樂院にかえての饗宴である。

辰の日は悠紀の節会で天皇に御膳を供し、五位以上に饗饌を賜い、風俗の歌舞が奏される。

巳の日は主基の節会で和舞、悠紀・主基二国による風俗舞、田舞が奏される。

午の日はいわゆる豊明の節会で悠紀・主基両国司らに叙位し、久米舞、吉志舞、大歌、五節舞、和舞などが

奏される。

以上によつて四日間の大嘗祭儀は終了することになる。翌末の日には諸司六位以下、両斎国の郡司役夫等に叙位賜祿があり、一一月晦日には在京諸司の大祓があり、一二月上旬には両斎国で御膳の八神を祭り、斎郡の解斎解除が行なわれて大嘗祭にかかる一切の行事は完了したことになる。

奈良時代の辰の日以後のことはあまりはつきりしないが、第6表にみられるように主として朝堂を使用して饗宴が行なわれた。三日間すべてにわたって宴があつたとは限らないにしても辰・巳・午の日が饗宴の日であつたことは確かである。また未の日には平安時代と同じように叙位も行なわれているが、宴も行なわれている。称徳天皇の大嘗祭のときには辰の日を豊明トヨノアカリと称しており、桓武天皇の時の巳の日の節会には雅楽寮の樂や大歌が奏されている。

以上大嘗祭の概要をざく簡単に説明し、大嘗祭にかかる木簡があることを述べたが、次にこの大嘗祭がいつの大嘗祭であるか木簡にみえる年紀と日付から考えてみよう。

## (二) 木簡にみえる大嘗祭の時期

本報告書収載の木簡の中に神龜元年一一月一一日の日付を持つものが一点ある(三三三)。そこに記されている三石七斗一升という数量からみて、酒か酒の原料となる米か水の量を示すものであろう。年紀があることと、数量の多さ、それに付札型をしていることから考えて、酒の貯蔵か、あるいは醸造に関するものであり、甕などの容

器に付けられていたものではなかろうか。

ところでこの神龜元年一月は『続日本紀』によれば聖武天皇の践祚大嘗祭の行なわれた月である。この木簡が偶然に大嘗祭の時期と日付が一致しただけなのか、内容的にも大嘗祭と関係があるのか考えてみよう。

年紀はないが一月の日付を持つ木簡はこの一点の他四点(三三四・三三五・三三四・三三五)で、合計五点になり、日付のある木簡の中では他の月にくらべて一月が一番多い。その他に一〇月が一点(三三五)ある。また神龜元年銘の木簡はもう一点あるが(三三六)、それは一二月であり、一応大嘗祭終了後の日付であるが、これも後述のごとく大嘗祭と関係があるとみてもよさそうである。貢進付札以外で一〇・一一・一二月以外の日付を持つ木簡は三点(三三五・三三五・三三五)だけであるから、日付のある木簡は一月を中心に集中していることになり、頗る著しい現象であるといえる。

大嘗祭の祭儀そのものは天皇が即位した年の一月の下の

#### 代 の 大 嘗 祭

巳 日	午 日	未 日
五位以上朝堂宴、内裏にて賜御酒・祿	百寮主典以上朝堂賜饗	
五位以上宴、賜祿	諸司主典以上賜饗	叙位・賜饗・賜祿
閨門に御し、五位以上宴賜祿	諸司主典以上朝堂饗	叙位・賜祿
黒酒・白酒を賜う		
閨門前幄にて五位以上宴・賜祿	賜祿・叙位	五位以上宴、叙位・賜祿 主典以上朝堂宴 ※
五位以上宴、雅樂寮樂・大歌を奏す、叙位・賜祿	叙位	諸司主典以上饗、賜祿

厨に御して叙位あり。

## 大嘗祭と造酒司木簡

卯の日から四日間行なわれるが、前に述べたように大嘗祭の準備はかなり早く始められ、七月までには神饌および黒酒・白酒を造る稻を取る悠紀・主基の国郡二個所を卜定することが行なわれ、一月に入れば祭を直前にひかえて多方面での準備が進められるから、これらの木簡の日付が一月を中心にしてみられることは、造酒司での大嘗祭にあたっての準備に関するものと考えることができるわけである。奈良時代では天平宝字二年八月一六日に淳仁天皇の大嘗祭のための「天下大祓」を行なっているから、やはりかなり早くから準備が始められていたことが知られる。また神亀元年一二月の日付の木簡は、大嘗祭の終了後に先にト定されていた悠紀・主基両国の斎郡の解斎解除や、斎場の撤去が行なわれるから、それに関連したものと考えられる。

貢進付札以外の木簡で神亀元年銘のあるものが一点あり、神亀元年一月には聖武天皇の大嘗祭が行なわれていることから、これらの一〇月と一二月までの日付のある木簡を神亀

第6表 奈良時

天皇	年	悠紀國 主基國	卯 日	辰 日
元 正	靈 亀 2	遠 但 江 馬	大嘗，賜祿・叙位	
聖 武	神 亀 元	備 播 前 磨	大嘗，神楯を斎宮南北二門に立つ	五位以上宴，叙位
孝 謙	天平勝宝元	因 美 濱 濃	南薬園新宮にて大嘗	
淳 仁	天平宝字 2	丹 播 波 磨	乾政官院にて大嘗	
称 德	天平神護元	濃 前 美 越	大嘗	叙位，ナホラヒの豊明
光 仁	宝 亀 2	參 因 河 幡	太政官院にて大嘗，神楯桙を立つ，神寿詞・両国獻物・諸司宿侍名簿を奏す	
桓 武	天 応 元	越 備 前 前	太政官院にて大嘗，両国物を献ず，土風の歌舞を奏す	

※このときには、ひきつづき申日に叙位、酉日に由機厨、戌日に須岐

元年の大嘗祭にかかるものと考えるのは自然であろう。奈良時代には七人の天皇の大嘗祭が平城宮や離宮で行なわれているが、それらの年と6 A A C区で出土している年紀のある木簡で一致するのは聖武天皇の大嘗祭の神龜元年だけである。この点からも年の記載がなく一〇月と一月の日付だけの木簡も神龜元年のものと考えられる。

また先に説明した造酒司供神料の植物名を書き上げた木簡、大殿祭に関する木簡をはじめ多くの大嘗祭にかかわると推定できる木簡と、この神龜元年の木簡とは発掘区の西の溝(S D三〇三五)の同一土層から出土しており、この事実も大嘗祭が神龜元年のものであることの裏づけになるであろう。

以上大嘗祭と木簡について説明をし、木簡の中に奈良時代の大嘗祭において造酒司が関与する内容を持つものがあり、しかもそれが神龜元年の聖武天皇の大嘗祭ではないかと推定したが、これ以外でも大嘗祭という觀点でみるとそのかかわりを推定できる木簡がある。それらについては訛文の補注でふれておいた。

これらの木簡は、奈良時代の大嘗祭の史料が乏しいだけに、きわめて貴重であり、その内容をさらによく検討しなければならないが、本稿では木簡の紹介を中心に、多少の考察を加えるにとどめた。